

# 大分県立アルゲリッチ記念館利用規則の制定について

## 1 制定理由

「大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例」第5条の規定に基づき、大分県立アルゲリッチ記念館の利用に関し必要な事項を定めるもの

## 2 利用規則の内容

### (1)趣旨(第1条)

- ・大分県立アルゲリッチ記念館の利用に関し必要な事項を定める。

### (2)利用時間(第2条)

- ・午前10時から午後4時まで

### (3)休館日(第3条)

- ① 日曜日・土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月28日から1月4日まで

### (4)禁止行為(第4条)

- ① めいていし、若しくは大声を発する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為
- ② 記念館の施設、設備若しくは展示資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為
- ③ 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込むこと。
- ④ 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- ⑤ 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
- ⑥ その他知事が記念館の管理上必要と認めて禁止する行為

### (5)その他条項(第5条)

- ・委任に関する事項

## 3 施設の概要

- ・名称:大分県立アルゲリッチ記念館
- ・場所:別府市大字別府3030番地1
- ・延床面積:477.62㎡  
※建物全体(796.48㎡)から事務所を除いた部分
- ・構造:鉄筋コンクリート造平屋建

## 4 経過

- H27.5.15 篤志家椎木正和氏から建設費の寄附を受け、公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団(以下「財団」という。)が建設、開館
- R7. 2.26 財団関係者が財団内の審議を経て、「しいきアルゲリッチハウスの県有化に関する請願」を県議会へ提出  
(3.27県議会本会議で全会一致で採択)
- R7. 6.24 県が請願処理結果(県有化の検討)を大分県議会総務企画委員会に報告
- R7.11.26 財団が「しいきアルゲリッチハウス」の寄附を県へ申込み
- R8.3.26 県が寄附を受納(所有権移転R8.9.1)  
「大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例」制定

## 5 施行期日

「大分県アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例」の施行の日と同じ、令和8年9月1日とする。